

提案提出元

日本テレビ放送網株式会社

項目	ご意見	
<p>1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。</p>	<p>放送は、放送法第一条で「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする」とある通り、公共的な役割を担っている。特に基幹放送は、番組調和原則や番組種別の公表、災害放送など、高い公共性が求められており、あわせてマスメディア集中排除原則や外資規制などの規制も課せられている。この点を踏まえて検討すべきと考える。</p> <p><u>日本テレビは、東日本大震災の発生後直ちに緊急報道特番を編成し、被災・安否情報、交通情報や福島第一原発事故などの最新情報を CM なしで2日半にわたり伝え続けた。その後も随時、報道特番を放送している。震災報道に欠かせない被災地・関係行政機関・東京電力などからの中継や、映像の伝送に放送事業用周波数を活用している。</u></p> <p><u>また、停波した中継局の早期復旧に努めるなど、ライフラインとしてのテレビの役割を十分認識し、実行している。</u></p>	
<p>2. 論点に対してどのように考えるか。</p>	番号	ご意見
	4. 対象範囲	<p>「1.」で述べた理由から、放送は市場原理とは相容れないものであり、放送用周波数を周波数オークションの対象に含めることは適当でない。</p> <p>また、放送事業用周波数についても、放送と一体のものであることから、周波数オークションの対象にすべきではない。</p>
	7. 電波利用料制度との関係	<p>放送は周波数オークションの対象に含めないという理由から、放送は従来どおりの電波利用料制度の適用を受けると考える。</p>
<p>その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>特になし</p>	